

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2025年2月号 | No. 02/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO グローバル・アワード応募者募集のお知らせ

2025年のWIPO グローバル・アワードは、2025年3月31日まで応募を受け付けています。2022年に創設されたこのアワードは、知的財産権を自社の成功のためだけでなく、経済成長を促進し、社会貢献を果たす手法として活用している企業を表彰するものです。

コンペティションへの参加は無料で、WIPOの193加盟国のあらゆる業種の中小企業 (SMEs)、スタートアップや大学発ベンチャー企業を対象としています。特許保護を求めるためPCT制度を活用した中小企業やスタートアップの皆様は、ぜひこのアワードへのご応募をご検討ください。。



Image: WIPO

受賞企業10社は専門家からなる独立した審査委員会によって選出され、2025年7月の授賞式にて表彰されます。受賞者には、メンターシップ、WIPOリソースの独占的な利用、功績に対するグローバルな認知、スイス・ジュネーブで開催されるネットワーキングイベントへの参加 (旅費はWIPOが負担) が与えられます。

応募に関する詳細は、プレスリリースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0001.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定のPCTセミナー、ウェビナーや他のPCT関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号のPCTセミナーカレンダーをご覧ください。

また、以下のリンク先から WIPO グローバル・アワードのウェブページをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/awards/global/index>

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、WIPO 手数料移転サービスに含まれる各参加庁の PCT 手数料移転の一覧 (2024 年 12 月 31 日付) を掲載しました。当一覧は、以下のリンク先から 2025 年 1 月 30 日付の公示 (PCT 公報) (25 ページから) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

例外的な閉庁日

米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO は、2025 年 1 月 6 日と 7 日は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局に通知しました。

さらに、当該官庁は、2025 年 1 月 9 日は、国の服喪の日と指定されていたため開庁しませんでした。

官庁により IB に提供される閉庁日の一覧情報は、上述した情報を含めて更新されました。以下のリンク先からご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日 (閉庁日) に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (一部の官庁)

2025 年 4 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/guide/en/> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、IR、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

CU: キューバ (手数料、委任状に関する情報)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料、FAX 機の使用停止、仮保護、国際出願の写しの部数)

IB: 国際事務局 (手数料)

2025 年 4 月 1 日から、以下のとおり、受理官庁としての IB に支払う送付手数料及び優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料:	109 米国ドル
優先権書類の手数料:	55 米国ドル
航空便の追加手数料:	11 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IR: イラン (・イスラム共和国) (国際出願の提出に認められる言語)

JP: 日本国 (ISA としての管轄)

日本国特許庁 (JPO) は、2025 年 3 月 1 日から、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、米国とベトナムに加えて当該官庁が、ウルグアイの国民及び居住者により受理官庁としての国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) に対してなされた国際出願の管轄国際調査機関として行動する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

日本国特許庁と世界知的所有権機関の国際事務局間の取決めの附属書 A は、以下のリンク先にて随時更新予定です。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/agreements/ag-jp.pdf>

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました)

UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関、指定 (又は選択) 官庁としての当該官庁の要件に関する情報)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、2025 年 3 月 1 日から、国立産業財産機関 (ブラジル)、国立産業財産機関 (チリ) 及びスペイン特許商標庁に加えて日本国特許庁 (JPO) を、ウルグアイの国民及び居住者により受理官庁としての DNPI (ウルグアイ) (又は IB) に対してなされた国際出願の管轄国際調査機関として指定します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (UY) が更新されました)

また、指定 (又は選択) 官庁として役割を担う当該官庁の要件に関する情報が、PCT ウェブサイトの PCT 出願人の手引 (国内編、概要 (UY)) に掲載されました。

<https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=UY&doc-lang=en#NATIONAL%20CHAPTER>

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	米国ドル
ユーラシア特許庁 (EAPO).....	米国ドル
イスラエル特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
韓国知的財産庁.....	米国ドル
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	米国ドル

2025 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁.....	米国ドル
カナダ知的財産庁.....	米国ドル
欧州特許庁 (EPO).....	米国ドル
フィンランド特許登録庁 (PRH).....	米国ドル
日本国特許庁 (JPO).....	米国ドル
北欧特許機構	米国ドル
サウジ知的財産機関 (SAIP).....	スイスフラン
スペイン特許商標庁.....	米国ドル
国家機関「ウクライナ国立知的財産 イノベーション庁」(UANIPIO).....	米国ドル
スウェーデン知的財産庁 (PRV).....	米国ドル
トルコ特許商標庁 (Turkpatent).....	米国ドル
ヴィシェグラード特許機構 (VPI).....	米国ドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、CA、EA、ES、FI、IL、JP、KR、RU、SA、SE、TR、UA、XN、XV) が更新されました)

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

カメルーンの農村地域に安価ながん医療を提供する医療技術とは？

GIC Med は、世界保健機関 (WHO) の Africa Innovators Network のメンバーである GIC Space の主要プロジェクトであり、独自の医療技術を駆使して、本国カメルーン全土の農村地域の女性たちに手頃な価格で利用しやすい乳がん・子宮頸がん検診を提供しています。GIC Space 立ち上げ責任者である Conrad Tankou 氏は WIPO マガジンのインタビューで、GIC Med モデル、看護師のスキルアップの重要性、そして同社が女性の医療水準を向上させる上で知的財産 (IP) が果たす役割について明らかにしています。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/how-medtech-is-bringing-affordable-cancer-care-to-rural-communities-in-cameroon-68206>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO テクノロジートレンド報告書 2025 – 輸送の未来

2025 年 2 月 6 日、WIPO は、輸送の未来に焦点を当てた WIPO テクノロジートレンド報告書 2025 年版 (WIPO Technology Trends Report 2025) を公表しました。本報告書は、特許やその他のデータの分析を通じて技術動向を追跡し、特定分野のイノベーションに関する確かで事実に基づいた証拠を提供する一連の報告書です。

最新報告書では、世界の輸送分野におけるイノベーションでは、エアタクシー、電気自動車用ワイヤレス充電、自動操縦貨物船などの環境により優しい未来型技術にますます注目が集まっていることを明らかにしています。本報告書はまた、中国、日本、米国、韓国、ドイツが輸送分野の発明活動をリードしていることを強調し、今後のエキサイティングな可能性に光を当てています。

詳細は、プレスリリースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0002.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

The “WIPO Technology Trends: Future of Transportation” 2025 Report は、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/technology-trends/future-of-transportation>

実務アドバイス

手続の期間と延長の可能性

Q: 受理官庁が方式上の欠陥を補正するよう出願人に求める際、通常、2 か月の応答期間を定めますが、出願人の請求に応じてこの期間を延長してくれます。では、なぜ優先権の主張の補正期間など他の期間については延長してもらえないのでしょうか？

A: PCT 規則で定められた期間が延長できるかどうかは、通常、関連する規則自体に記載されています。質問にある方式上の欠陥のケースでは（例えば受理官庁が図面の物理的欠陥を発見し出願人に補正を求める場合がありますが）、PCT 規則 26.2 は、受理官庁は、その件に関する決定を行う前は、いつでも通知に記載された期間を延長することができる旨を規定しています。但し、受理官庁ガイドラインの 155 項 (https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro153_159.html#_153) は、受理官庁は、期間を定める際又は期間の延長を認める際に「国際調査に関連する可能性のある補正は、国際調査機関が国際調査報告を作成する前に必要とすること、そして全ての補正は、国際公開のための技術的準備が完了する前に国際事務局に到達しなければならないこと」を考慮する必要がある旨を定めています。

またいくつかの状況において規則は、手数料又は書類は指定された期間内に受領される必要があるものの、たとえ受領が遅れた場合であっても、特定の手続の前に受領されていれば、適時に受領されたものとみなす旨を規定しています。例えば、出願人が送付手数料、国際調査手数料や国際出願手数料を支払うべき期間は 1 か月以内ですが、PCT 規則 16 の 2.1(d) では、受理官庁が、後払手数料（様式 PCT/RO/133（訳者注：手数料の納付の補正命令書））を伴う支払の求めを発行する前に手数料を受領した場合には、手数料は期間内に受領したものとみなされる旨を規定しています。同じ原則が、出願人が更に 1 か月以内に後払手数料を伴う支払を求められたが、期間内に支払わなかった場合にも適用されます。すなわち受理官庁が出願が取り下げられたものとみなす旨を出願人に通知する前に受領した後払手数料は、適時に受領したものとみなされることとなります。留意すべき点として、受理官庁は、特に国際公開のための技術的準備が完了した後に願が取り下げられたものとみなされることを回避するため、適用される 1 か月の期間が経過した後速やかに決定を行うことが求められている点です。

しかしながら、ほとんどの PCT 規則に定められている PCT 期間は、延長することはできません。例えば、国際調査機関 (ISA) が発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合の追加手数料の支払期間は延長できません。PCT 規則 40.1(ii) は、当該期間はその支払の求めから 1 か月のみと規定しています。この根本的な理由は、ISA は通常、PCT 規則 42 が定める期間内、すなわち、出願人が調査結果を入手して、出願を公開するか国際公開を回避するために出願を取り下げられるかを決定する期間内に、国際調査の手続を完了する必要があるためです。

質問にある（期間が延長されない）もう一つの例は、優先権の主張の補正又は追加についてです。この期間は PCT 規則 26 の 2.1 に規定され、補正又は追加された優先権の主張を国際公開に反映することを目的としています。したがって、当該期間は国際公開のための技術的準備が完了する日を超えないことが重要です。但し、優先権の主張の補正の場合、国際事務局又は受理官庁が、期間が経過した後であって、様式 PCT/IB/111 により優先権の主張が無効であるとみなされる旨を宣言する前（且つ、当該期間が経過した後 1 か月を超えない期間）に補正の通知を受領した場合には、PCT 規則 26 の 2.2(b) に従って、補正の請求は期間内に受領されたものとみなされることに留意すべきです（これは、優先権の主張の補正にのみ適用され、優先権の主張の追加には適用されないことに留意）。とはいえ、必要であれば優先権の主張の補正を行う時間を確保するために、出願人は、出願手続の直後に優先権の主張に関する

情報が正しく記載されていることを確認すること、また様式 PCT/IB/301 (Notification of Receipt of Record Copy) (記録原本の受理通知書) の受領時に優先権情報が正しく反映されているかを確認することが重要です。

上述したとおり期間を延長する可能性は限られていますが、PCT は不可抗力など特別な状況では、期間の徒過に関する一般的な救済措置を幾つか提供しています。詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号と 2020 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。